



# ご 案 内

令和7年度

事業者様

静岡労働局長登録教習機関番号 1-1

(登録有効期間満了日 令和11年6月3日)

一般社団法人 浜松労働基準協会

## 「安全衛生推進者養成講習」の開催について

中小規模事業場における安全衛生管理体制の確立を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用するすべての事業場では、一定の資格を有する安全衛生推進者(ただし、金融・保険業・学校等は衛生推進者等)を選任して、安全衛生業務を担当させなければならないことになっています。

当協会では、安全衛生推進者の資格要件の一つである法定に基づく「安全衛生推進者養成講習」を下記のとおり実施いたしますので、貴事業場該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 講習日時及び会場(学科2日間)

	第1回	第2回
場所：浜松労政会館 集合時間：8時50分	7月29日(火)、30日(水)	令和8年 1月14日(水)、15日(木)

※ 日程及び学科講習会場は都合により変更することがあります。

※ 各日とも集合時間までに必ずお越しください。遅刻されますと失格になります。

#### 2. 受講料等(1名あたり)

	受講料	テキスト代	消費税(10%)	合計
当協会員事業場	12,000円	800円	1,280円	14,080円
非協会員事業場	12,000円	1,300円	1,330円	14,630円

※ 会員事業場の受講料は、テキスト代等550円(税込)の補助を行った後の金額です。

#### 3. 申込みの方法

(1) 裏面受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換えに受講券をお受け取りください。

※ 定員に達し次第締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

(2) 申込みの取消しは、開催日の7日前までに受講券と受講料等の領収証の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。

また、受講者や受講月の変更につきましては、開催日の7日前までに、ご連絡ください。開催日の7日前までに受講者並びに受講月の変更についてご連絡がない場合は、変更することができませんし、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。

なお、受講月の変更は、受講者1名につき、年度内に限って1回のみ可能です。

(3) 開催当日は、受講券に「たて30mm・よこ24mm」(自動車運転免許証の写真サイズ)の写真(申請6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽、正面、無背景のもの1枚)を必ず貼付してきてください。

(4) 講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

#### 4. 注意事項

講習会当日、遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金もいたしませんのでご注意ください。

